

## くじゅう地区管理運営協議会 規約

### (名称)

第1条 本会は、くじゅう地区管理運営協議会（以下「協議会」という）と称する。但、通称名称として「くじゅうファンクラブ」を使用する。

### (事業所)

第2条 協議会の事務所を大分県玖珠郡九重町大字後野上 九重町役場 内に置く。

### (目的)

第3条 協議会は、長者原ビジターセンター等施設の維持管理並びにくじゅう山群における自然環境保全活動及び利用者への適正な指導と適正な利用の推進を行い、持続可能な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 長者原ビジターセンター等施設の管理運営
- (2) くじゅう山群及び長者原地区の自然環境保全活動
- (3) 公園利用者への情報提供及び適正な利用の推進
- (4) 登山道等の保全・維持管理活動
- (5) 公園利用者への適正な指導啓発及び教育普及活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第5条 協議会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同する環境省・大分森林管理署・大分西部森林管理署・大分県・九重町・竹田市・由布市・飯田高原観光協会・筋湯温泉観光協会・釜ノ口温泉観光協会・竹田市観光ツーリズム協会・長者原地区及びくじゅう山群に関係する個人又は団体
- (2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した者

### (入会)

第6条 前条第1号に規定する正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を得るものとする。

2 前条第2号に規定する賛助会員として入会しようとする者は、別途定める規則により賛助会員とする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 10,000円以上とする。なお、総会において認められた場合はこの限りでない。

(2) 賛助会員 別途定める賛助会員における規則のとおり

2 災害等の事由により会費の納入が困難な者には、本人の申請及び会長の承諾を経て会費の減免をすることができる。また、その他減免の必要がある場合においても会長が決定し、正会員へ報告する。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し、次回総会で退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき又は団体が解散したとき

(2) 会費を2年以上納入しないとき

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 若干名

監 事 2名

2 会長は九重町長とし、理事及び監事は、正会員の中から互選により選出する。

3 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

4 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長の職務を代行する。

3 理事は、会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(幹事)

第11条 協議会の運営に関する業務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は、正会員の中から役員会に諮り会長が委嘱する。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮り会長が委嘱する。

(事務局)

第13条 総会の決定に基づき協議会の運営を円滑に行うこと及び第4条に定める事業を実施するため事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げる者をもって組織し、会長が任命する。
  - (1) 本協議会が直接雇用する職員
  - (2) 第5条第1号に定める正会員中、地方公共団体の職員
- 3 本協議会が直接雇用する職員は会長が決定する。
- 4 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。
- 6 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、総会、役員会、幹事会とし会長が招集する。

- 2 総会は、正会員をもって構成し、会長が議長を務め、年に1回開催（通常総会）するものとする。また、総会は以下の事項について議決する。ただし、必要があるときは臨時に開催（臨時総会）できるものとする。
  - (1) 本規約の改正に関する事
  - (2) 解散に関する事
  - (3) 正会員の入会及び退会に関する事
  - (4) 事業の計画及び収支予算並びにその変更に関する事
  - (5) 事業報告及び収支決算に関する事
  - (6) 役員を選任又は解任に関する事
  - (7) その他会の運営に関する重要事項に関する事
- 3 役員会は、必要に応じて開催し、会長が議長を務め、本規約第11条第2項及び第12条第2項に関する事並びに総会に付すべき事項についての審議及び職員の労務に関する事（就業規則や給与、手当等を含む）を決定する。
- 4 幹事会は、随時開催し会の活動を企画立案し審議する。
- 5 会議は、それぞれ構成の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 6 総会及び役員会の議事は、それぞれ出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、総会における本規約の変更においては、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。
- 7 幹事会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、決定を保留して、次回の幹事会に再び提案することができる。
- 8 やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(会長の専決)

第15条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認められるとき、招集が困難であることが明らかであると認めるとき又は総会の権限に属する事項で軽易な事項については、これを専決処分とすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(会計)

第16条 協議会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 会費、負担金及び助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第17条 協議会資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第19条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第20条 この規約の改廃は、総会において行う。

(附則)

本規約は、昭和58年8月1日から施行する。

改正 平成16年5月21日

改正 平成17年6月3日

改正 平成18年5月30日

改正 平成22年6月1日

改正 平成28年5月31日

改正 平成30年5月28日

改正 令和3年6月1日